# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認高知地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 2件

#### 高知国民年金 事案 562

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から48年3月まで

私は、第二子を出産(昭和41年\*月)後、私の母親から、主婦でも任意に加入できる年金への加入を勧められたことを契機に、国民年金の加入手続を行い、その後、納付頻度は明確に記憶していないものの、市町村役場から送付されたはがきを用いて、金融機関で保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及びオンライン記録等から、昭和49年6月25日に払い出されたものと推認され、かつ当該時点において国民年金に任意加入(資格取得日は昭和49年5月8日)していることが確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと考えられる上、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、制度上、保険料を納付することはできないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、前述の手続時点では、申立期間のうち、昭和 41 年 3 月から 47 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間である上、申立期間の大半は任意加入となる期間であり、制度上、遡及加入することができない期間である。さらに、申立人は、市町村役場から送付されたはがきにより国民年金保険料を納付したと述べているところ、当時、申立人が居住していた市町村役場からは、「はがき様式で国民年金保険料を納付できるものは、国民年金保険料口座振替不能通知書兼領収証書以外に見当たらない。また、当市町村での国民年金保険料の口座振替の開始は、昭和 47 年 4 月からである。」旨の回答が得られた上、申立人は、申立期間の保険料の納付頻度及び加入手続後の納

付金額についての記憶が明確でなく、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は85か月と比較的長期間である上、申立人が申立期間の 国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかが わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 高知国民年金 事案 563

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年4月から 60 年2月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年2月まで

私は、自宅に届いた付加年金の加入を勧める書類に、「何万円かを納めると、今までの分を遡って納めることができる。」と書いてあったことを契機に、付加保険料をまとめて遡って納付したにもかかわらず、申立期間の付加保険料が納付済みとされていないことに納得がいかない。

なお、私は、申立期間も含めた、付加保険料を一括遡及納付(口座振 替)した証拠と考えられる、当時の金融機関の通帳を提出する。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人名義の金融機関の通帳を見ると、昭和 59 年4月 28 日に国民年金保険料 (7万2,840円)が口座振替されていることが確認できるところ、当該金額は、付加保険料を含まない、昭和 59 年度の国民年金保険料を前納した場合の金額と一致しており、申立期間の付加保険料額 (4,400円)と相違する。

また、申立人は、付加保険料を遡って納めた旨を述べているところ、制度 上、付加保険料を遡及納付することはできず、申立内容には不合理な点が見 受けられる。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。